

藤沢ジャンボゴルフカード利用約款

第1条(目的)

本利用約款(以下、「本約款」という)は、櫻井興業株式会社(以下、「当社」という)が発行する藤沢ジャンボゴルフカード(以下に定義される「本カード」のことをいう)のご利用について規定するもので、藤沢ジャンボゴルフカードの所持者(以下に定義される「会員」のことをいう)は本約款に従ってお取引いただくものとします。

第2条(定義)

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1)本カード

当社発行の前払式支払手段である加減算型カードで、貨幣価値を電子データに代えて、繰り返し入金することができ、また入金された金額をもって、藤沢ジャンボゴルフ(以下「本施設」という)において商品の購入および役務やサービス等提供を受けることができる機能を備えたものをいいます。

なお、当社は、藤沢ジャンボゴルフ会員規約(以下、「会員規約」という)にもとづき、会員には本施設の会員資格を証するため藤沢ジャンボゴルフカード(以下、「会員証」という)を発行します。この会員証と前払式支払手段である加減算型カード機能が一体になったカードのことを指します。

(2)会員

会員規約にもとづき所定の入会手続きを経て本施設の会員資格を取得(入会)された方をいう。かつ本約款の規定の全部の内容を理解、同意および承諾したうえで、当社から本カードの引渡しを受け、現実に本カードを所持される方であって、本約款に従って本カードのご利用をされる方をいいます。

(3)J度数

J度数とは、会員から前払された対価をもとに発行される流通通貨に相当する価値のことをいい単位の呼称を「J」とします。また、本カード最終ご利用日現在におけるJ度数残余数量を、以下「残高」といいます。

(4)チャージ

当社が指定する方法により、本カードの残高を増加させる行為をいいます。

(5)打球割引ポイント

本カードにチャージを行った都度、および各種イベント、企画に参加された際に、会員の特典として当社が定めた基準にもとづき、本カードに無償で付与されるポイントのことをいい単位の呼称を「P」とします。なお、打球割引ポイントの付与金額など詳細は、本施設内に掲示してお知らせします。

第3条(チャージの方法)

- 本カードへのチャージは、本施設内に設置の入金機において現金またはクレジットカードによって行うことができるものとします。
- 本カードへ蓄積できるチャージ金額の上限額は、100,000円(J)とします。また、本カードへ蓄積できる打球割引ポイントの上限額は50,000P(1P=1円分)とします。
- 入金機およびシステムの故障・点検、その他何らかの理由により入金機においてチャージができない場合は、フロントにてチャージを行うことがあります。

第4条(利用の方法)

- 本カードは、本施設および当社が指定する店舗で、ご使用いただけるものとします。
- 本施設利用受付(チェックイン)には、本カードが必要となります。本施設ご利用の際は必ず本カードをご持参いただくようお願いいたします。
- 会員は、本カードの残高の範囲内で、本施設の施設利用料、打席における1球単位のボール料金のほか、本施設における特別施設・設備の諸料金、及び各種手数料などの当社が提供する役務やサービス(以下、総称して「各種料金等」という)の支払いに利用できます。
なお、本カードを利用できる役務、サービスは当社が個別に追加・変更することができます。
ただし、本施設内の各ショップにおける商品等の購入およびレストランのお支払いに本カードはご利用いただけません。
- 本カードにチャージされた金額から、前項の各種料金等の購入合計金額を差し引くことにより、金銭にて支払された場合と同様の効果が生じます。
- 会員は、打球割引ポイントを、本施設の打席における1球単位のボール料金として1ポイント1円分として利用することができるほか、当社が指定する役務およびサービスに利用することができます。なお、打球割引ポイントの利用範囲など詳細は、本施設内に掲示してお知らせします。
また、打球割引ポイントが使用できる役務およびサービスを利用した場合、本カードに打球割引ポイントの残高があるときは、J度数に優先して差し引かれます。
- 会員は、藤沢ジャンボゴルフの会員資格を喪失した場合、本カードは無効となり利用をすることができません。

第5条(残高確認の方法)

- 本カードの正式なJ度数および打球割引ポイント(以下、「J度数等」という)の残高は、入金機での再印字により確認、またはフロントにて本カードを提示していただくことにより確認することができます。
- 打席におけるボール料金などの取扱い専用端末は、利用後カードへの印字機能を有しないため、本カード上に印字された情報は最新の残高に更新されません。
このため、お帰りの際は、入金機でチェックアウトを行っていただきますようお願いいたします。打席等をご利用後の最新残高を、確認することができます。
- 本カードのうちベストJクラブカードの場合は、第1項および第2項により残高を確認できるほか、ベストJクラブ専用機での再印字またはチェックアウトを行うことにより次の残高を確認することができます。

(1)J度数等の残高(再印字)

(2)打席等をご利用後の最新残高(チェックアウト)

第6条(度数・特典の取扱い)

J度数等および特典は、各カード単位で蓄積・告知・還元等を行うものとし、他のカードの残高および特典を1枚のカードに統合することはできません。

第7条(J度数等残高の有効期限)

- 現金およびクレジットカードによりチャージした本カードの残高(J度数)の有効期限は、本カードを利用して最終の本施設利用受付(最終来場チェックイン)を行った日の翌日を起算日として3年間、本カードによる本施設利用受付が行われなかった場合、当該本カードの残高(J度数)は失効します。
- 打球割引ポイントの有効期限は、本カードを利用して最終の本施設利用受付(最終来場チェックイン)を行った日の翌日を起算日として1年間、本カードによる本施設利用受付が行われなかった場合、当該本カードの打球割引ポイントは失効します。
- 最終の本施設利用受付日からの有効期限内に第3条に規定するチャージを行った場合には、本条第1項および第2項で「本カードを利用して最終の本施設利用受付(最終来場チェックイン)を行った日」は「当該チャージを行った日」に書き換えられ、当該チャージ日が最終の本施設利用受付日となります。
- 会員は、第1項から第3項までの有効期限が到来した当該本カードの残高(J度数)および打球割引ポイントのご利用はできません。また、返金、払戻しその他名目を問わず失効したJ度数等に関して、当社に一切の請求をすることができないものとします。
- 会員は、本カードを長期間にわたってご利用されない場合、自己の責任において十分有効期限の管理を行うものとします。

第8条(紛失、盗難等と免責)

- 本カードの紛失、盗難その他の事由により、第三者に不正使用されるなど会員に生じた損害について、当社はその責任を負わないものとします。
- 本カードを、紛失、盗難された場合、直ちに本施設までご連絡ください。当該本カードについて利用停止の手続きをいたします。ただし、当該本カードの利用が停止となるのは、原則としてご連絡いただいた日の翌日からとなります。
なお、会員からの届出により当社において利用停止の手続きが完了するまでの間に発生したJ度数等の損害について、当社はその責任を負わないものとします。

第9条(再発行)

- カードやカードの機能を破損することがありますので、本カードを汚損したり、水に濡らしたり、折り曲げたり、磁気に近づけたり、高温の場所に置いたりしないでください。
- 本カードの紛失・盗難・毀損および本カードの機能を破損した場合、会員は当社が定める次の方法により再発行を行うことができます。この場合、本カードの残高は再発行時点において当社所定の方法により確認した残高とします。
(1)所定の再発行申請書を提出すること。その際、公的な身分証明書により当該カード本人による手続きであることを確認させていただきます。
- 再発行申請書の記載事項が、当社に届け出たお客様情報と一致していること。
- 会員は、再発行時に所定の発行手数料を支払うこと。
- 本カードの改良、その他当社が適切と認める場合には、当社は会員に本カードの交換及びそれに相当する措置を求めることがあります。この場合、会員は交換等に応じるものとします。

第10条(譲渡等の禁止)

- 本カードは、会員本人のみが使用することができます。本カードを第三者と共有または第三者に貸与もしくは譲渡することはできません。
- 会員は、本カードに質権等の担保の設定を一切することができないものとします。
- 会員が第1項および第2項に違反した場合、当社は当該違反から生じるトラブル等に一切関与しないものとし、かつ一切責任を負わないものとします。
- 第三者が本カードを利用した場合であっても、当社は、当該本カードが当社所定の方法で利用される限り、会員本人による利用とみなします。

第11条(換金・払戻し)

- 本カードの残高および打球割引ポイントの換金、返金および払い戻し等はできません。
- 当社が社会情勢の変化、関係法令の制定改廃、その他当社の都合により本カードの取扱いを全面的に廃止することを当社が決定した場合、例外的に、会員は当社に対して本カードの残高の払戻しを求めることができるものとします。
この場合、当社は、所定の方法に従って、本カードの残高を確認し、その結果にもとづき払戻しを行うものとします。
- 前項の払戻しを行った場合は、会員が保有する本カードを回収させていただき交換等に応じるものとします。

第12条(不正な取得・利用等)

- 次のいずれかに該当すると当社が認めるときは、会員に本カードのご利用をお断りし、本カード自体を失効扱いといたううえで、会員の本カードを当社にお引渡しいただくことができるものとします。
(1)会員が、不正な方法により本カードを取得もしくはチャージし、または不正な方法により取得もしくはチャージされたカードであることを知って使用した場合
(2)本カードが、改竄、偽造または変造されたものである場合
(3)本約款に違反した場合
(4)その他、本カードが不正に利用された場合
- 前項各号の疑いがある場合、当社は調査のため、一時的に本カードをお預かり、または利用停止をできるものとします。
- 本条第1項において本カード自体が失効した場合、当社は当該カードの交換・再発行・返金等には一切応じません。かつ、本カードの利用停止および失効により会員に不利益または損害が生じた場合でも、当社は責任を負わないものとします。

第13条(システム保守・障害等)

- 本カードに関するシステムの設計・管理には万全を期しておりますが、停電、システム障害、システム保守点検、カード偽造等に関する管理、その他やむを得ない事情により、当社は予告なく本カードのご利用内容の一部またはすべてにつき一時的に停止できるものとします。
- 前項により、本カードがご利用いただけないことから不利益または損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第14条(個人情報の収集および利用)

- 会員は、氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員が当社に届け出た事項および本カードの利用履歴等の情報(以下、「個人情報」という)を、本約款にもとづく本カードの再発行、払戻しにかかわる利用目的、ならびに当社が別に定める個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に記載した利用目的および共同利用の定めにもとづき、必要な保護措置を行ったうえで、業務上必要な範囲で会員に関する情報を収集・利用することに同意します。
- 会員が当社に届け出た事項により本人確認ができない場合、第9条第2項および第11条第2項の適用を受けることができない場合があります。

第15条(本約款の変更)

- 当社は、当社の判断により、本約款を必要に応じて改定することができるものとします。
- 当社は、本約款を改定するときは、改定する旨、改定後の内容およびその効力発生時期(改定日)の1か月前までに、クラブハウスまたは打席等ゴルフ練習施設内への掲示および本施設ホームページへの掲載により告知するものとします。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合、前段の告知期間を短縮することができるものとします。
- 改定された本約款の内容は、すべての会員に適用され、改定日をもって効力を生じるものとします。

第16条(裁判管轄)

本利用約款にもとづくご利用および取引に関して会員と当社との間に紛争が生じた場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附則

- 本利用約款は、2025年1月1日制定

資金決済法に基づく情報提供

利用者資金の保全方法

資金決済法14条1項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定にもとづき、前払式支払手段の毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられています。

資金決済法31条1項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定にもとづき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

発行保証金保全契約

当社は次の金融機関等と発行保証金保全契約を締結しています。

株式会社横浜銀行

無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針

当社は、本カードについて、次の事由により会員に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

- 紛失した場合
- 盗難、改竄された場合
- 会員の許可なく第三者に使用された場合
- 不正に本カードが利用された場合

なお、会員が本カードを紛失、盗難、毀損および本カードの機能を破損した場合、当社が定める方法により本カードを再発行することができます。この場合、再発行時点において当社所定の方法により確認した残高を移行することができます。ただし、会員が本カードの紛失、盗難の届出を行い、当社が当該本カードを利用停止の手続きを完了するまでに生じた損害については、当社はその責任を負いません。
詳しくは、本約款の第8条から第10条をご確認ください。

藤沢ジャンボゴルフカードに関するお問い合わせ窓口

藤沢ジャンボゴルフ

〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤3415番地

電話番号 0466-48-6611

(2025年2月1日改定)